

農業委員会からのお知らせ

令和6年11月25日発行



I. 農地を適正に管理し、遊休農地をなくしましょう

◇農地が適正に管理されていないと、雑草の繁茂や病虫害の発生により周辺農地へ悪影響を及ぼし、また、ゴミの不法投棄や火災など防犯上の危険が懸念され、環境の悪化につながります。

農地を一度遊休化させてしまうと、耕作可能な状態に復元するには大変な労力と費用を要する場合がありますので、農地を適正に管理し、遊休農地をなくしましょう。

◇農業者の高齢化や後継者不足など、様々な事情で農地を自ら耕作することができず、遊休農地を発生させている場合があります。農地中間管理事業を活用し担い手等に貸し付けるなど、農地を適正に維持管理していただくよう皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◇年に一度、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見を目的とした**農地パトロール**を実施しています。市の職員、農業委員、農地利用最適化推進委員が農地に立ち入ることがありますので、あらかじめご承知おきください。

II. 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の終了について

◇「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」は、簡単な手続きで安心して農地の貸し借りをを行うことができる制度ですが、法改正により、**令和6年10月末の締切をもって、新規および更新契約の受付が終了しました。**以降に貸借を行う場合は、農地中間管理事業をご活用ください。

◇既契約は契約満了まで、または解約手続きを行うまでは有効です。

III. 「農地中間管理事業」について



◇**農地中間管理事業**とは、地域ぐるみで担い手等への農地集積と集約化を支援していく事業です。各都道府県に1つずつ設置された「農地中間管理機構」が、地権者から借り受けた農地を耕作者がまとまりのある形で利用できるよう配分し、担い手等に貸付けを行います。

◇埼玉県においては、公益社団法人埼玉県農林公社（行田市内）が埼玉県知事から「農地中間管理機構」の指定を受け、事業を実施しています。

◇農業委員会は、**農地中間管理機構と連携して、農地等の利用の最適化を推進します。**

◇**農地中間管理事業のご相談は、**公益社団法人埼玉県農林公社（電話：048-558-3555）又は鴻巣市農政課（電話：048-541-1321）までお問い合わせください。

IV. 農地を転用するには手続きが必要です

- ◇農地転用とは、農地を住宅、資材置場、駐車場等の農地以外の用途に変更することです。
- ◇農地転用をするには、許可申請又は届出が必要です。
- ◇農地改良（盛土による田畑転換を含む）等の工事のために一時的に農地を転用する場合も、許可申請又は届出が必要です。
- ◇手続きをせず無断で農地を転用すると農地法違反となり、工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金の適用を受ける場合があります。

V. 「全国農業新聞」を購読しませんか

- ◇「全国農業新聞」は、農業経営と暮らしに役立つ情報が満載の農業総合専門紙です。この機会に購読を始めてみませんか。
- 発行日：月4回 金曜日発行
- 購読料：1ヶ月 700円（税込・送料込）
- 申込み：農業委員会事務局までお願いします。



VI. 「農業者年金」に加入しましょう

- ◇農業者年金は、国が支える「担い手積立年金」（愛称）です。年間60日以上農業に従事する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）の方、又は60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者（保険料納付免除者を除く）の方であれば、どなたでも加入できます。
- ◇積立方式（確定拠出型）の年金です。
- ◇保険料の額は、月額2万円（ただし、35歳未満かつ政策支援加入の対象とならない方は月額1万円）～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められます。
- ◇社会保険料控除など税制面での優遇があります。保険料は全額が社会保険控除の対象で、支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。
<詳細は、農協・農業委員会事務局までお問い合わせください>



鴻巣市農業委員会事務局 鴻巣市中央1-1（本庁舎 2階 31番窓口）
電話：048-541-1321